

北九州市監査公表第5号

平成22年4月15日

北九州市監査委員	大庭清明
同	大津雅司
同	長野敏彦
同	加来茂幸

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成 21 年度行政監査結果報告書  
産業経済局所管の市単独補助金について

平成 22 年 3 月  
北九州市監査委員

# 目 次

<b>第 1</b>	<b>監査の概要</b> .....	3
1	監査のテーマ .....	3
2	監査の目的 .....	3
3	監査の対象 .....	3
4	監査の着眼点 .....	3
5	監査の方法 .....	3
6	監査の期間 .....	4
<b>第 2</b>	<b>北九州市基本構想・基本計画</b> .....	4
1	まちづくりの目標 .....	4
2	基本方針 .....	4
3	まちづくりの取組みの柱（分野別施策） .....	4
4	本市の財政状況 .....	5
<b>第 3</b>	<b>補助金について</b> .....	5
1	地方自治法の規定 .....	5
2	本市の補助金に関する規程 .....	5
<b>第 4</b>	<b>監査委員監査の必要性</b> .....	7
1	補助金の見直しの必要性 .....	7
2	行政監査の必要性 .....	7
3	行政監査のテーマ .....	9
<b>第 5</b>	<b>補助金の交付状況と問題点</b> .....	10
1	中小企業支援センター経営支援事業 .....	10
2	中小企業技術開発振興助成金 .....	11
3	ビジネスチャンス拡大支援事業 .....	12
4	国際競争力強化事業 .....	13
5	中小企業団体共同施設等設置補助 .....	15

6	空き店舗賃借料補助事業	16
7	商店街賑わいづくり支援事業	18
8	高齢者雇用環境づくり事業	20
9	若年者就業支援促進事業	22
10	企業立地促進補助金	23
11	学術研究拠点推進事業	24
12	産学官連携研究開発推進事業	26
13	ロボット産業振興事業	28
14	半導体産業振興事業	29
15	知的クラスター（第 期）推進事業	30
16	海外連携プロジェクト助成事業	31
17	自動車産業新規参入・取引拡大支援事業	33
18	カーエレクトロニクス拠点化整備推進事業	35
19	ベンチャー総合支援事業	36
20	情報産業振興事業	37
<b>第 6</b>	<b>監査の結果</b>	<b>39</b>
1	交付決定について	39
2	実績報告について	40
3	補助金額の確定について	41
4	支払方法について	42
5	要綱等について	42
6	制度の見直しについて	42
7	補助事業者に対する指導について	43
<b>第 7</b>	<b>むすび</b>	<b>44</b>

## 第1 監査の概要

### 1 監査のテーマ

産業経済局所管の市単独補助金について

### 2 監査の目的

産業経済局所管の市単独補助金について、補助事業所管課が設定している補助金交付の目的や手続等をみるだけでなく、補助を受けている諸団体を調査し、補助金の利用状況、手続等について監査するという、両面からの監査を実施することで、補助金が適正に使われているかといった点はもとより、その補助金が真に有効に使われているかといった点を明らかにし、経済的、効率的な行財政運営に資することを主な目的とする。

### 3 監査の対象

#### (1) 産業経済局

#### (2) 平成20年度に、産業経済局所管の市単独補助金を交付した団体

監査の対象とした補助事業は、平成20年度に産業経済局が所管した市単独補助事業の中から、平成20年12月に策定した「北九州市基本構想」に掲げる「いきいきと働く」分野に該当する20の補助事業を抽出した。当該補助金の交付団体数は75団体である。

### 4 監査の着眼点

法適合性（合規性）のほか、経済性、効率性及び有効性の観点から、次のとおり着眼点を定め監査を行った。

#### (1) 補助金に係る事務手続が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。

#### (2) 補助金の目的及び必要性が明確になっているか。

#### (3) 補助金の対象事業は、法令の改正に対応し、また、経済性、効率性及び有効性の観点から常に見直しされているか。

### 5 監査の方法

平成20年度に交付した産業経済局が所管する市単独補助金について、補助事業所管課に、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により調査を行った。

さらに、補助事業者に、調書の提出を求め、事務処理の適正性等を確認した。

## 6 監査の期間

平成21年7月1日から平成22年3月2日まで

## 第2 北九州市基本構想・基本計画

### 1 まちづくりの目標

本市は平成20年12月、まちづくりの指針である基本構想・基本計画を20年ぶりに改定した。新しい基本構想・基本計画である「『元気発進！北九州』プラン」においては、「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」をまちづくりの目標に掲げている。

### 2 基本方針

目標の実現に向け、4つの基本方針を定めている。

人づくり ～多様な人材が輝くまちをつくる

暮らしづくり ～質の高い暮らしができるまちをつくる

産業づくり ～元気で人が集まるまちをつくる

都市づくり ～便利で快適なまちをつくる

まず、まちづくりの基本は「人づくり」であるという考え方のもと、そのトップに「人づくり」を位置づけ、教育・子育て日本一を実感できる環境づくりや高度な専門人材の育成などに取り組むとしている。また、地域コミュニティの活性化や保健・医療・福祉の充実、文化・スポーツ振興などの質の高い安全・安心な「暮らしづくり」が重要である一方、付加価値の高いものづくりや商業・サービス業などの振興を通じて、高い市民所得と豊かな雇用を創出できる「産業づくり」も必要で、これらを両輪として、人や企業が集まる魅力あるまちづくりを進めるとしている。

さらに、暮らしや産業を支える「都市づくり」を基本方針としている。

### 3 まちづくりの取組みの柱（分野別施策）

このようなまちづくりを進めるため、新しい基本構想・基本計画では、施策を推進するに当たり、以下の7つの柱を定めている。

人を育てる ～子育て・教育日本一と創造性あふれる人材の輩出～

きずなを結ぶ ～健康で安全・安心な暮らしの実現～

暮らしを彩る ～快適な生活空間の創出と文化・スポーツの振興～

いきいきと働く～競争力のある産業振興と豊かな雇用創出～

街を支える      ~ 都市基盤の強化と国際物流拠点の形成 ~  
環境を未来に引き継ぐ  
                  ~ 市民・企業・行政が共につくる「世界の環境首都」 ~  
アジアの中で成長する  
                  ~ アジア諸都市との交流・協力と広域連携 ~

#### 4 本市の財政状況

今後の財政状況は、歳入面では、国の歳出・歳入一体改革による地方交付税の縮減などにより一般財源の総額は減少傾向にあり、この傾向は当面続くことが見込まれている。

一方、歳出面では、少子高齢化の進展などに伴う福祉・医療経費の増加に加え、これまでの都市基盤整備などに伴い増大した公債費が平成 21 年度にピークを迎えることや、社会資本の大量更新期の到来に伴い維持更新費がかさむことなどにより、財政需要は増加し、今後とも厳しい状況が続くと見込まれている。

このため、地元企業の活性化や企業誘致等による産業振興などを通じた税源の拡充を図るとともに、徹底した経営改善に取り組み、持続可能で安定した財政運営の実現を図るとしている。

### 第3 補助金について

#### 1 地方自治法の規定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 2 には、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。

「公益上必要がある」か否かは、当該団体の長及び議会が個々の事例に即して認定するが、これは全くの自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であると認められなければならないとの行政実例（昭和 28 年 6 月 29 日）があり、補助を行うに当たっては、慎重にその必要性及び効果について検討を要する。また、公益性の判断とともに、その総額が市の財政規模に比して妥当であるか否かという判断も必要である。

#### 2 本市の補助金に関する規程

本市では、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的として、「北九州市補助金等交付規則」（昭和 41 年 3 月 31 日付規則第 27 号）を定め、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関

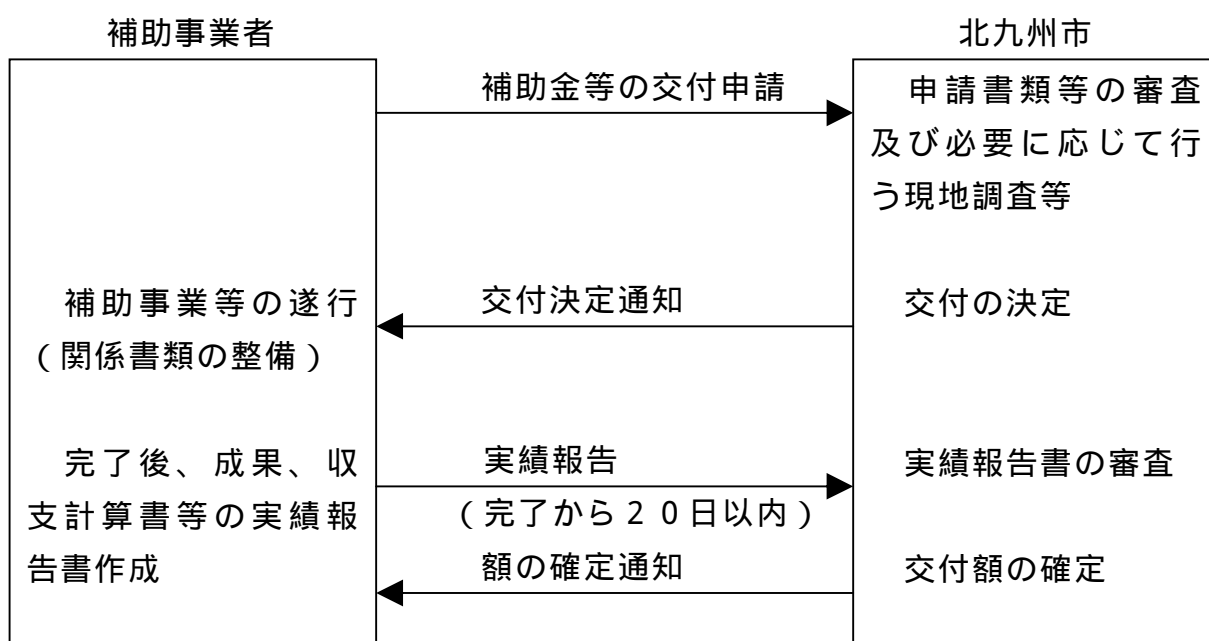
する基本的事項を規定している。

同規則では、補助金等の定義を、市が、その公益上必要がある場合において、市以外の者に交付する（ア）補助金及び交付金、（イ）負担金、（ウ）利子補給金、（エ）その他相当の反対給付を受けない給付金としている。

また、同規則第3条は、「補助金等に係る予算の執行事務に当たる者は、補助金等が法令および予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」と規定し、事務担当者の基本的な責務を明らかにしている。これは、補助金等が住民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、重点的に、しかも適時適切な補助金等の使用に努めなければならないということである。

同規則で定める、補助金等の交付の申請及び決定から交付すべき額の確定までの事務の流れは、以下のとおりである。

#### 補助金等の交付の申請から交付額の確定まで（一般支払の場合）



一方、本市の厳しい財政状況のもと、補助金の執行については、その公益性、事業効果等を再検討するなどの見直しが必要として、「補助金の見直し及び執行の適正化について」（平成8年7月4日付北九財財第137号）を発しており、その中で、以下の「見直しの視点」を定めている。

目的・効果に、客観的合理性はあるか。

補助金等の交付が法令等に違反しているものはないか。

長期間にわたり惰性化し、既得権化していないか。



毎年漫然と補助金等の交付を受けており、事業効果を挙げる努力や自己財源の徴収等の努力を怠っているものはないか。

民間の自立、自助、受益と負担の関係は明確にされているか。

補助金等の交付の目的、条件等に従って適正に事業が執行され、所期の効果を上げているか。

終期の設置、メニュー化、統合化等の合理性が検討され、実施されているか。

小額の補助金等を多くの団体等に総花的に交付する結果、実質的な効果が上がっていないというようなことはないか。次のものについては、特に積極的な見直しを図ること。

- ・ 団体補助等については、補助等を受ける団体等の決算に占める市補助金等の割合が5%未満のもの
- ・ 1件の補助金額が10万円未満のもの

これらの見直しの視点により、本市は、補助金の支出が、その公益上の必要性の観点からなされるものであることを十分認識し、その原点に立ち返っての検討を図るとともに、積極的な見直しを行っていく方針である。

#### 第4 監査委員監査の必要性

##### 1 補助金の見直しの必要性

平成21年度予算編成に当たり、本市は、「平成21年度予算編成要領について」(平成20年10月7日付北九財財財第1182号)で、留意事項として、「『補助金の見直し及び執行の適正化について』(平成8年7月4日付北九財財財第137号)の通知に基づき、その公益性、事業効果、実績等を再検討し、整理統合を積極的に行い、既に事業目的を達したと思われるものは廃止し、それ以外のものについても、自立、自助、受益と負担の関係の明確化という観点から、サンセット方式を導入するなど、より一層徹底した見直しを行うこととするが、市民生活に及ぼす影響等を十分考慮すること。」と、補助金等の見直しについて言及している。

##### 2 行政監査の必要性

###### (1) 監査対象局

本市が実施している市単独の補助金を所管別にみてる。

(平成20年度財務会計システムから検索)

広報室	1事業	1,871千円
企画文化局	16事業	686,031千円

総務市民局	17事業	41,569千円
保健福祉局	59事業	2,112,426千円
子ども家庭局	22事業	683,148千円
環境局	12事業	340,583千円
産業経済局	66事業	7,493,178千円
建設局	2事業	1,362千円
建築都市局	3事業	135,623千円
港湾空港局	5事業	33,943千円
区役所(7区計)	153事業	505,326千円
消防局	2事業	43,604千円
市議会事務局	4事業	289,725千円
教育委員会	27事業	421,187千円

このように支出額でみると、産業経済局が突出し、以下保健福祉局、企画文化局、子ども家庭局、教育委員会と続く。

平成19年度及び20年度の行政監査では、保健福祉局、教育委員会、子ども家庭局、企画文化局及び区役所が所管する市単独の補助金を抽出した監査を実施した。その結果、手続、実績報告、要綱、制度等についての問題や課題が認められた。

そのため、平成21年度の行政監査は、産業経済局が所管する市単独の補助金を対象として、一連の補助金交付事務が正しく、効率的に行われているか、交付された補助金が目的に沿って有効に使用されているか等の観点から監査を行うことが必要と考えた。

## (2) 監査対象施策

北九州市基本構想・基本計画の4つの基本方針のうち、平成19年度及び平成20年度の行政監査のテーマは、「人づくり」及び「暮らしづくり」に関する市単独補助金であった。

北九州市基本構想・基本計画では、「暮らしづくり」と「産業づくり」が両輪として、人や企業が集まる魅力あるまちづくりを進めるとしている。

そのため、平成21年度の行政監査は、「産業づくり」に関連する市単独補助金の監査が必要と考え、まちづくりの取組みの柱(分野別施策)の中の、「いきいきと働く～競争力のある産業振興と豊かな雇用創出」から施策を抽出することで、「元気で人が集まるまちづくり」の一助となると考えた。

### 3 行政監査のテーマ

これらのことより、平成21年度の行政監査は、「産業経済局所管の市単独補助金について」を監査テーマとして選定し、まちづくりの取組みの柱の中の、「いきいきと働く」分野から施策を抽出して実施した。

なお、補助金申請書、実績報告書等に基づき、補助金額の算定は適正か、補助金は補助目的に沿って適切に執行されているか、内容に信憑性があるかどうかという観点からの監査を行うためには、当該補助事業者に対する調査の必要があると考え、補助金の所管課に対する監査と併せて補助事業者を対象にした財政援助団体監査を実施した。

## 第5 補助金の交付状況と問題点

平成20年度に、産業経済局が所管した市単独補助金のうち、行政監査の対象とした補助事業の概要及び対象補助事業者は、次のとおりである。

なお、補助事業毎に、補助金の交付申請から支払に至るまでを、所管課作成の調書と補助事業者作成の調書とを合わせて、一覧表として掲載している。

### 1 中小企業支援センター経営支援事業（所管：産業振興部中小企業振興課）

#### (1) 事業の概要

財団法人北九州産業学術推進機構（以下「第5 補助金の交付状況と問題点」本文において「FAIS」という。）中小企業支援センター（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条に規定する「指定法人」）において、地域中小企業の競争力強化への支援の一環として、経営基盤の安定強化、経営戦略の構築、マーケティング力、技術力の強化などの経営革新や創業にかかる支援をワンストップで提供し、活力ある地域産業の振興を図るものである。

補助金の交付は、「中小企業支援法」及び「北九州市補助金等交付規則」に基づき、平成14年度から交付している。

補助金対象経費は、中小企業・ベンチャー総合相談窓口事業（専門家謝金）、専門家派遣事業（専門家謝金、消耗品費等、受益者負担有）、事業可能性評価委員会運営事業（外部委員謝金等）、マネージャー等支援人材充実強化事業（専門家謝金）及び情報収集提供事業（システム開発委託料、印刷製本費等）に係る経費としている。

平成20年度は、FAISに対して、53,700,071円が概算払により交付されている。

#### (2) 補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
財団法人北九州産業学術推進機構	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.18	H20.4.23	H20.12.1	H20.12.26	H21.4.14	H21.4.14	H21.4.24	H21.4.28
					H20.9.9	H20.9.30				
					H20.7.11	H20.7.31				
					H20.4.23	H20.4.28				

#### (3) 問題点

##### ア 交付決定について

予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」に基づき交付決定するものとしている。補助金の交付決定に当たっては、補助対象事業について、対象経費や補助率等の明確な基準を定め（交付要綱・要領等）行政運

営の公正性や透明性の確保により一層留意されたい。

## 2 中小企業技術開発振興助成金（所管：産業振興部中小企業振興課）

### （１）事業の概要

新技術、新製品等の研究開発事業を行う中小企業者又は中小企業団体に対して、予算の範囲内で助成金を交付することにより、中小企業の技術開発力の向上及び技術集約型産業への転換を推進することを目的とするものである。

補助金の交付は、「北九州市補助金等交付規則」、「北九州市中小企業技術開発振興助成金交付要綱」及び「北九州市中小企業技術開発振興助成金交付要領」に基づき、昭和59年度から交付している。

補助金の交付基準は、原材料の購入、構築物の購入、機械装置の購入、工業所有権の導入等に要する経費の3分の2（創業5年未満の中小企業者に対しては4分の3）に相当する額以内を補助の対象として、上限を500万円としている。

平成20年度は、以下の団体に対して、1,830,000円が一般支払で交付され、41,040,000円が概算払により交付されている。

### （２）補助事業者

#### 一般支払

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理日	実績報告 日	実績報告 受領日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日	請求日	確定支払 日
(有) マリンテック	H20.5.16	H20.5.16	H20.8.11	H20.8.11	H21.3.31	H21.3.31	H21.3.31	H21.4.17	H21.4.27	H21.5.15

#### 概算払

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理日	概算払請 求日	概算受領 日	実績報告 日	実績報告 受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日
計測検査株式会社	H20.5.16	H20.5.16	H20.8.11	H20.8.11	H20.8.21	H20.9.5	H21.3.31	H21.3.31	H21.4.30	H21.4.30
株式会社戸畑製作所	H20.5.15	H20.5.16		H20.9.16	H20.8.21	H20.9.5	H21.3.31	H21.3.31		H21.4.30
株式会社ヴィンテージ・プロダクションズ&コンサルティング	H20.5.16	H20.5.16		H20.8.14	H20.8.21	H20.9.5	H21.3.31	H21.3.31		H21.5.7
有限会社OHG研究所	H20.5.16	H20.5.16		H20.8.11		H20.9.5	H21.3.31	H21.3.31		H21.4.30
桑原電工株式会社	H20.5.15	H20.5.16		H20.8.11		H20.9.5	H21.3.31	H21.3.31		H21.4.30
株式会社KIM 有限会社CLT	H20.5.16	H20.5.16		H20.8.11		H20.9.5	H21.3.31	H21.3.31		H21.4.30
株式会社戸畑ターレット工作所	H20.5.16	H20.5.16		H20.8.11		H20.9.5	H21.3.31	H21.3.31		H21.4.30
株式会社有菌製作所	H20.5.16	H20.5.16		H20.8.11	H20.8.21	H20.9.5	H21.3.31	H21.3.31		H21.4.30
有限会社しまだ福祉用具研	H20.5.16	H20.5.16				H20.9.5	H21.3.31	H21.3.31		
安川建設株式会社	H20.5.16	H20.5.16				H20.9.5	H21.3.31	H21.3.31		

### (3) 問題点

#### ア 交付決定について

交付決定したにもかかわらず、経営の悪化により、申請した事業内容どおりの実績が出ていない事案がみられた。

とくに概算払の場合で、補助事業者の選定や交付の決定等を行う際には、補助事業者の経営状況や進捗状況等を十分に把握した上で、必要な対応を図られたい。

## 3 ビジネスチャンス拡大支援事業（所管：産業振興部中小企業振興課）

### (1) 事業の概要

市内で事業を営む企業の中から、飛躍の可能性を持つ企業を発見し、企業自ら行っている現状の成長努力に加え、FAIS中小企業支援センターのプロジェクトによる販売促進を中心とした各種支援施策を実施することにより、1社でも多くの成長企業を輩出する。これにより、地域経済の活性化を図るとともに雇用の増大を図るものである。

補助金の交付は、予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」に基づき、平成17年度から交付している。

補助金対象経費は、販路開拓支援プロジェクト事業（専門家派遣謝金、販路開拓業務委託費等）に係る経費としている。

平成20年度は、FAISに対して、3,824,913円が概算払により交付されている。

### (2) 補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
財団法人北九州産業学術推進機構	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.18	H20.4.23	H20.4.23	H20.5.1	H21.4.9	H21.4.9	H21.4.15	H21.4.15

### (3) 問題点

#### ア 交付決定について

予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」に基づき交付決定するものとしている。補助金の交付決定に当たっては、補助対象事業について、対象経費や補助率等の明確な基準を定め（交付要綱・要領等）、行政運営の公正性や透明性の確保により一層留意されたい。

## 4 国際競争力強化事業（所管：産業振興部貿易振興課）

### (1) 事業の概要

本市の中小企業が自社製品を海外の見本市・展示会等に出展する際に必要

な経費を助成することにより、本市中小企業者の海外への販路拡大を支援し、それによって輸出の振興を図ることを目的とするものである。

補助金の交付は、「北九州市補助金等交付規則」、「北九州市海外見本市等出展助成金交付要綱」及び「北九州市海外見本市等出展助成金交付要領」に基づき、平成16年度から交付している。

補助金の交付基準は、出展料及び展示装飾費、通訳経費、出展物輸送費、資料作成費及びその他市長が特に認める経費の1/2で、30万円を上限としている。

なお、要綱で、「この要綱以外の制度に基づく同種の助成金等の交付を受け、又は受けることが決定している場合は、助成金を交付しない。」と規定している。

平成20年度は、以下の団体に対して、2,146,000円が一般支払により交付されている。

## (2) 補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理日	実績報告 日	実績報告 受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日	請求日	確定支払 日
株式会社タック技研工業	H20.9.16	H20.9.16	H20.10.28	H20.10.28	H20.12.18	H20.12.18	H21.1.15	H21.1.15	H21.1.18	H21.1.23
コンピュータエンジニアリング株式会社	H20.7.23	H20.7.23	H20.8.20	H20.8.20	H20.9.10	H20.9.10	H20.10.9	H20.10.9	H20.9.10	H20.10.24
株式会社セバシグマ	H20.4.14	H20.4.14	H20.5.27	H20.5.27	H20.7.18	H20.7.18	H20.9.18	H20.9.18	H20.9.18	H20.10.17
アジア技研株式会社	H20.4.14	H20.4.14		H20.5.28	H20.6.16	H20.6.16		H20.9.18	H20.9.30	H20.10.17
アイム電機工業株式会社	H20.5.1	H20.5.1		H20.6.1	H20.6.23	H20.6.23		H20.9.18	H20.9.29	H20.10.17
環境テクノス株式会社	H20.5.8	H20.5.8		H20.5.27	H20.7.15	H20.7.15		H20.9.18	H20.9.19	H20.10.17
株式会社コムスジャパン	H20.5.9	H20.5.9		H20.5.27	H20.7.16	H20.7.16		H20.9.18		H20.10.17
株式会社メクウェル	H20.5.26	H20.5.27			H20.6.6	H20.6.6				H20.10.17
株式会社松島機械研究所	H20.4.23	H20.4.23		H20.4.30	H20.4.30	H20.5.29		H20.5.29	H20.6.30	H20.6.30

## (3) 問題点

### ア 交付決定について

#### (ア) 指令文

市の交付決定通知文書について、指令文となっていないものがあった。

指令とは、行政機関がその権限に基づき、特定の個人又は団体の申請、願いに対して許可、認可、承認等の意思を表示する場合に用いる文書である。

また、指令は、法令、通達などで書式が定められている場合が多く、その場合には定められた書式によることとなっており、「北九州市補助金

等交付規則の施行について」(昭和41年4月1日助役通達)にも様式が定められている。

規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(イ) 実績報告提出期限

決定通知記載の実績報告提出期限が平成20年7月7日となっており、申請時の事業完了予定の平成20年5月30日から20日を超えているものがあつた。

「北九州市補助金等交付規則」第15条では、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは20日以内の実績報告書を市長に提出しなければならないと規定し、要綱においても同様に定めている。

規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 補助金額の確定について

決定通知記載の実績報告日が、補助事業者が提出した実績報告書の日とちと異なっている。

補助金額の確定通知書は、補助事業者からの実績報告書に対して、市が交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものである。

適正な事務処理を行われたい。

ウ 要綱等について

出展分に補助している団体Aに、「産学官連携研究開発推進事業」の「試作品づくり助成金事業」でもFAISを通じ補助金を交付している。

同じく、出展分に補助している団体Bに対し、「自動車産業新規参入・取引拡大支援事業」でもFAISを通じて別の出展補助金を交付している。

「北九州市海外見本市等出展助成金交付要綱」第6条では、「この要綱以外の制度に基づく同種の助成金等の交付を受けている場合は交付しない」と規定しているが、「この要綱以外の制度に基づく同種の助成金等」が何を指すのか明確でなく、公平性の観点から問題がある。

要綱等を改正し、除外の対象を明確にされたい。

## 5 中小企業団体共同施設等設置補助(所管：商業・観光部商業振興課)

(1) 事業の概要

共同施設等を設置する事業を行う中小企業団体に対し、当該事業に必要な資金の一部を補助することにより、共同施設等の設置の促進を図るものである。

補助金の交付は、「北九州市補助金等交付規則」、「北九州市中小企業団体共同施設等設置補助金交付規則」及び「北九州市中小企業団体共同施設等設置



補助金交付規則実施要領」に基づき、昭和51年度から交付している。

補助金の交付基準は、100万円以上の共同施設及び環境改善のための施設の設置事業に対し、法人は2,000万円を上限に事業費の20%を、任意団体は1,000万円を上限に事業費の10%を交付することとしている。

このほか、1,000万円以上のモデル商店街支援事業に対して、1億2,000万円を上限に事業費の30%を交付し、また、商店街防火関連設備設置事業に対して、500万円を上限に事業費の50%を交付することとしている。

なお、市中小企業団体共同施設等設置補助金交付規則で、「補助金の交付の申請の際既に市の同種の補助金の交付、融資制度による融資金の融資又はその他の助成手段による助成を受け、又は受けることと決定している事業については、補助の対象としない。」と規定している。

平成20年度は、以下の団体に対して、2,390,000円が一般支払により交付されている。

## (2) 補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理日	実績報告日	実績報告 受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日	請求日	確定支払 日
八幡中央区商店街協 同組合	H21.2.26	H21.2.26	H21.3.2	H21.3.2	H21.3.27	H21.3.27	H21.3.31	H21.3.31	H21.3.27	H21.4.28
	H20.4.30	H20.4.30	H20.5.1	H20.5.1	H20.6.10	H20.6.10	H20.6.12	H20.6.12	H20.6.10	H20.6.27
八幡祇園町銀天街協 同組合	H20.5.1	H20.5.1	H20.5.9	H20.5.9	H20.6.27	H20.6.27	H20.7.1	H20.7.1		H20.7.25

## (3) 問題点

### ア 要綱等について

以下、「北九州市中小企業団体共同施設等設置補助金交付規則実施要領」の改正が必要である。

第7条第2号の、「中小企業指導法」は、平成12年に法律名を「中小企業支援法」に変更している。

第10条第2号の「福岡県商店街振興資金貸付要綱」は、現在失効している。

平成20年5～6月にアーケード改修工事（主に漏電）に係る補助金を交付している団体に対し、平成21年3月のアーケード改修工事（主に雨漏）でも補助金を交付している。

市中小企業団体共同施設等設置補助金交付規則第3条第3項では、「補助金の交付の申請の際既に市の同種の補助金の交付、融資制度による融資金（当該融資金に付される利子の全部又は一部の補給を市から受

けるものに限る。)の融資又はその他の助成手段による助成を受け、又は受けることと決定している事業については、補助の対象としない。」と規定している。所管課は、別事業と判断したとのことであるが、「市の同種の補助金」が何を指すのか明確でなく、公平性の観点から問題がある。要領で除外の対象を明確にする必要がある。

補助事業者は、規則及び要領に基づき補助の申請手続きを行うが、補助金の交付に関し必要な事項を定めた要領に不備があれば、適正な補助金の交付ができなくなる。

要綱等の運用に当たっては、法令等関係規程の改廃状況に十分留意し、必要な措置を取らねたい。

## **6 空き店舗賃借料補助事業（所管：商業・観光部商業振興課）**

### **(1) 事業の概要**

商店街等における空き店舗の有効利用等を行うものに対し、補助金を交付することにより、商店街等の活性化を促進し、もって市内の小売業及びサービス業の振興に寄与することを目的とするものである。

補助金の交付は、「北九州市補助金等交付規則」、「北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱」、「北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要領」及び「北九州市チャレンジショップ推進事業補助金交付要綱」に基づき、平成8年度（開業支援事業は平成11年度）から交付している。

補助金の交付基準は、コミュニティ支援事業（営利目的に制限を設けており、対象を中小小売商業者の団体としている。）、開業支援事業（一般と特別コースに分け、優秀な事業計画を有すると認められたものを特別コースとしている。）及びチャレンジショップ推進事業（中小小売商業者団体又は認定構想推進事業者を対象とし、団体自ら出店希望者を誘致する等としている。）として、賃借料、改装費の一部を交付することとしている。

このうち、とについては、要綱で、「補助金の交付の申請の際既に市の同種の補助金の交付又はその他の助成手段による助成を受け、又は受けることと決定している事業については、補助の対象としない。」と規定している。

平成20年度は、以下の団体に対して、6,602,000円が一般支払により交付されている。

( 2 ) 補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日	請求日	確定支払日
賀屋 恵子	H20.12.24	H20.12.24	H20.12.26		H21.3.31	H21.3.31	H21.4.20			H21.4.28
松波 学守	H20.4.22	H20.4.22	H20.5.30		H21.3.31	H21.3.31	H21.4.20			H21.4.28
					H20.11.11	H20.11.11	H20.11.19			H20.12.2
藤田銀天街協同組合	H20.4.1	H20.4.1	H20.5.22		H21.3.31	H21.3.31	H21.4.21			H21.5.12
戸畑中央市場商業組合	H20.4.1	H20.4.25	H20.6.3	H20.6.3	H21.3.31	H21.3.31	H21.4.21	H21.4.21	H21.4.21	H21.5.12
門司港栄町商店街振興組合	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.23	H20.4.23	H21.3.31	H21.3.31	H21.4.21	H21.4.21	H21.4.21	H21.5.12
大森 和吉	H20.10.31	H20.10.31	H21.2.20	H21.2.20	H21.4.10	H21.4.8	H21.4.9	H21.4.30		H21.4.28
松山 努	H21.2.19	H21.2.19	H21.2.24	H21.2.24	H21.4.7	H21.4.7	H21.4.9	H21.4.9	H21.4.8	H21.4.28
上野 充敏	H20.3.10	H20.4.1	H20.5.22	H20.3.14	H21.3.19	H21.3.19	H21.3.23	H21.3.23		H21.3.31
花田 剛志	H20.4.1	H20.4.1	H20.5.22		H21.3.4	H21.3.4	H21.3.11			H21.3.27
池田 亜也子	H20.5.27	H20.5.29	H20.6.9		H21.2.20	H21.2.20	H21.2.24			H21.3.13
					H20.12.9	H20.12.9	H20.12.25			H21.1.9
有限会社SUNプランニング	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.23		H21.2.13	H21.2.13	H21.2.27			H21.3.10
武川 美恵子	H20.10.1	H20.10.1	H20.12.26	H20.12.26	H21.2.2	H21.2.2	H21.2.6	H21.2.6	H21.2.6	H21.2.20
	H20.4.1	H20.4.1	H20.5.22	H20.5.22	H20.10.6	H20.10.6	H20.10.10	H20.10.10	H20.10.9	H20.10.31
江藤 正幸	H20.4.1	H20.4.1	H20.5.22		H21.1.20	H21.1.20	H21.2.2			H21.2.13
八幡中央区商店街協同組合	H20.4.1	H20.4.1	H20.5.22	H20.5.22	H21.1.20	H21.1.20	H21.2.2	H21.2.2	H21.2.2	H21.2.20
佐竹 利子	H20.4.1	H20.4.1	H20.5.23		H20.12.11	H20.12.11	H20.12.25			H21.1.9
森永 仁司	H20.4.1	H20.4.1	H20.5.22		H20.12.10	H20.12.10	H20.12.25			H21.1.9
植木 剛矢	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.23	H20.4.23	H20.12.4	H20.12.4	H20.12.17	H20.12.17	H20.12.17	H21.1.6
有限会社エーツー・リンク	H20.4.1	H20.4.1	H20.5.22		H20.11.10	H20.11.10	H20.11.26			H20.12.9
株式会社 KSカンパニー	H20.4.1	H20.4.1	H20.5.22		H20.10.6	H20.10.6	H20.10.10			H20.10.31
イノコーサポートシステムズ株式会社	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.23	H20.4.23	H20.8.8	H20.8.8	H20.8.29	H20.8.29		H20.9.19
熊手銀天街組合	H20.4.1	H20.4.1	H20.5.22	H20.5.22	H20.8.7	H20.8.7	H20.9.11	H20.9.11	H20.9.11	H20.9.26
井上 強	H20.4.1	H20.4.1	H20.5.22		H20.7.9	H20.7.9	H20.8.4			H20.8.15
猪谷 慶治	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.23		H20.6.19	H20.6.19	H20.6.30			H20.7.11
岡本 次郎	H20.4.1	H20.4.1	H20.5.19		H20.5.20	H20.5.20	H20.6.2			H20.6.13

( 3 ) 問題点

ア 補助金額の確定について

2階建以上の空き店舗に係る賃借料算定基準を定めており、2階以上が店舗である場合と店舗以外の場合で、算定基準が変わることとしているが、補助金額確定の決裁に2階以上の用途の説明がないものがある。

公平性・透明性の確保の観点から、額確定の算出根拠は明確に示されたい。

## イ 支払方法について

補助金の振込口座名義が、補助事業者の会計担当者になっているが、補助事業者から提出された委任状に委任する内容の記載がなく、委任状としては不適切なものがあった。

適正な事務処理を行われたい。

## ウ 要綱等について

以下、「北九州市チャレンジショップ推進事業補助金交付要綱」の改正が必要である。

第12条の「産業学術振興局長」を「産業経済局長」に修正する必要がある。

第2条の「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」は、平成18年に法律名を「中心市街地の活性化に関する法律」と変更し、法律の内容も改正されており、補助の対象者としている「認定構想推進事業者」についても、法律上の位置づけがなくなっている。

「別表（第3条、第4条関係）」として補助金交付基準額を定めているが、要綱第4条は補助の期間を規定しているもので、別表とは関係がない。

補助事業者は、要綱に基づき補助の申請手続きを行うが、補助金の交付に関し必要な事項を定めた要綱に不備があれば、適正な補助金の交付ができなくなる。

要綱等の運用に当たっては、法令等関係規程の改廃状況に十分留意し、必要な措置を取られたい。

## 7 商店街賑わいづくり支援事業（所管：商業・観光部商業振興課）

### （1）事業の概要

商店街等や協議会等が少子・高齢化や情報化等の社会的変化に対応する事業や賑わいづくりのためのイベント事業等を行う場合に、必要な経費の一部を助成することにより、商店街等の活性化や地域コミュニティにおける賑わいづくりを推進するものである。

補助金の交付は、「北九州市補助金等交付規則」、「北九州市商店街賑わいづくり支援事業補助金交付要綱」及び「北九州市商店街賑わいづくり支援事業補助金交付要領」に基づき、平成16年度から交付している。

補助金の交付基準は、情報発信、イベント、プレミアム付き商品券（平成20年12月5日から）等の事業に対し、100万円を上限に広告宣

伝費等の補助対象経費の2分の1を交付することとしている。ただし、プレミアム付き商品券事業については、平成23年3月31日までは、補助対象経費とプレミアム相当分のいずれか低い額を補助額としている。

なお、要綱で、「この要綱以外の制度に基づく補助金の交付又はその他の助成手段による助成を受け、又は受けることと決定している場合は、補助対象事業費に係る当該金額を除いたものを補助対象事業費とする。」と規定している。

平成20年度は、以下の団体に対して、8,339,000円が一般支払により交付されている。

## (2) 補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日	請求日	確定支払日
明治町商店街振興組合若松本町銀座商店街振興組合	H20.12.6	H20.12.16	H20.12.16	H20.12.16	H21.4.17	H21.4.17	H21.4.20	H21.4.20	H21.4.17	H21.5.13
黒崎地区商店街活性化がんばろう会	H21.3.9	H21.3.9	H21.3.10	H21.3.10	H21.3.31	H21.4.17	H21.4.20	H21.4.20	H21.4.15	H21.5.22
戸畑駅前商業組合	H21.1.29	H21.1.29	H21.1.30	H21.1.30	H21.4.7	H21.4.7	H21.4.8	H21.4.10		H21.5.1
八幡中央区商店街協同組合	H20.12.15	H20.12.15	H20.12.16	H20.12.16	H21.3.25	H21.3.27	H21.3.30	H21.3.30	H21.3.30	H21.4.28
魚町商店街振興組合	H20.10.21	H20.10.21	H20.10.28		H21.3.16	H21.3.16	H21.3.25			H21.4.21
明治町商店街振興組合若松本町銀座商店街振興組合	H20.12.22	H20.12.22	H20.12.25	H20.12.25	H21.1.30	H21.1.30	H21.2.2	H21.2.2	H21.1.30	H21.2.27
小倉中央商業連合会	H21.1.5	H21.1.5	H21.1.6	H21.1.6	H21.2.3	H21.2.4	H21.2.12	H21.2.12	H21.2.19	H21.3.10
京町銀天街協同組合	H20.11.20	H20.11.20	H20.11.25	H20.11.25	H20.12.22	H20.12.22	H20.12.25	H20.12.25	H20.12.25	H21.1.23
門司中央市場商業協同組合	H20.10.15	H20.10.15	H20.10.21	H20.10.21	H20.11.28	H20.11.28	H20.11.28	H20.11.28	H20.11.28	H20.12.19
門司港栄町商店街振興組合	H20.9.1	H20.9.3	H20.9.8	H20.9.8	H20.11.12	H20.11.12	H20.11.14	H20.11.14	H20.11.12	H20.12.2
戸畑元気づくり協議会	H20.8.19	H20.8.19	H20.8.22	H20.8.22	H20.9.19	H20.9.26	H20.9.29	H20.9.29		H20.10.31
黒崎商店組合連合会	H20.8.18	H20.8.18	H20.8.20	H20.8.20	H20.9.26	H20.9.26	H20.10.1	H20.10.1	H20.8.18	H20.10.24
	H20.5.13	H20.5.13	H20.5.14	H20.5.14	H20.9.17	H20.9.17	H20.9.22	H20.9.22	H20.5.14	H20.10.24
親和通り商店組合	H20.6.25	H20.6.25	H20.6.30	H20.8.20	H20.8.11	H20.8.12	H20.8.20	H20.8.20	H20.9.5	H20.9.5

## (3) 問題点

### ア 要綱等について

以下、「北九州市商店街賑わいづくり支援事業補助金交付要綱」及び「北九州市商店街賑わいづくり支援事業補助金交付要領」の改正が必要である。

要綱第8条は、第7条第2項と重複する規定である。

要領の付則第2項で、プレミアム事業を複数回認める規定を、「要領第6の4」としているが、「要領第6の3」の誤りである。

要領第5の4で規定する別紙2「商店街賑わいづくり支援事業の補助金算定」はプレミアム事業についての記述がないため、本規定の「補

助金の具体的な算出方法は」を「要綱第5条第1項に規定する補助金の具体的な算出方法は」等に改正すべきである。

補助事業者は、要綱等に基づき補助の申請手続きを行うが、補助金の交付に関し必要な事項を定めた要綱等に不備があれば、適正な補助金の交付ができなくなる。

要綱等の改正を行われたい。

## 8 高齢者雇用環境づくり事業（所管：産業振興部雇用開発課）

### （1）事業の概要

高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とするものである。

補助金の交付は、予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」に基づき交付している。

補助金対象経費は、（財）福岡県高齢者・障害者雇用支援協会及び（社）北九州市シルバー人材センターの運営に係る経費としており、前者は昭和54年度、後者は平成元年度から交付している。

平成20年度は、2団体に対して、66,442,000円が概算払により交付されている。

### （2）補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
財団法人 福岡県高齢者・障害者雇用支援協会	H20.4.7	H20.4.10	H20.4.25			H21.1.15	H21.4.1	H21.4.1	H21.5.13	H21.5.13
						H20.8.29				
社団法人北九州市シルバー人材センター	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.17		H20.8.1	H21.4.20	H21.4.20	H21.4.28	H21.4.30
						H20.8.14				
						H20.7.1				
						H20.7.14				
	H20.6.3	H20.6.13								
	H20.5.7	H20.5.14								
	H20.4.8	H20.4.15								

### （3）問題点

#### ア 交付決定について

##### （ア）交付決定

予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」に基づき交付決定するものとしている。補助金の交付決定に当たっては、補助対象事業について、対象経費や補助率等の明確な基準を定め（交付要綱・要領等）行政運営の公正性や透明性の確保により一層留意されたい。

##### （イ）取下げ期限

（財）福岡県高齢者・障害者雇用支援協会に対する補助について、交

付決定決裁日及び交付決定通知書の日付は、平成20年4月25日であり、取下げ期限を「交付決定の日から15日以内とする」と併記している。しかし、公印使用済みの表示の日付が平成20年8月1日となっており、実際に発送したのは平成20年8月1日以降ということになる。

そのため、取下げ期限が「交付決定の日から15日以内」であれば、決定の日が平成20年4月25日であるため、実際に通知を発送した時には取下げ期限が過ぎているということになる。

「北九州市補助金等交付規則」第8条では、「申請者は、前条（決定の通知）の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容またはこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を発送した日から15日以内に、申請の取下げをすることができる。」と規定し、同規則の運営に当たっての通達「北九州市補助金等交付規則の施行について」では、取下げることができる期限について、交付の決定の通知書に併記する事項として欠くことのできないものであると定めている。

決定通知をみると、取下げの期限は併記しているものの、実際に発送したのは、取下げ期限を過ぎているため、実態として取下げを認めていないことになり同規則に反しているといえる。

規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### イ 実績報告について

（財）福岡県高齢者・障害者雇用支援協会に対する補助金に関し、同協会から提出された実績報告に添付の収支計算書が、事業報告書に記載の事業内容や実績を示したものとなっていない。

実績報告は、補助金等の交付の決定の際に付した条件等により補助事業等が適正に行われたかどうかを審査し、最終的な補助金等の額の確定をする重要な資料となるものであるので、その記載内容について、判定に資するに足るものを徴されたい。

## **9 若年者就業支援促進事業（所管：産業振興部雇用開発課）**

### （1）事業の概要

北九州地区の企業が求める若年層を中心とした人材の確保をはじめ、各種雇用施策の推進により、地域における産業の振興、労働福祉の向上等に寄与することを目的に補助金を交付するものである。

補助金の交付は、予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」及び「北九州雇用対策協会事業補助について」に基づき交付している。

補助金対象経費は、労働力確保対策のための新規学校卒業者を対象とした会社合同説明会の開催、就職支援ガイダンスの開催、就職活動マニュアルの作成など、雇用管理改善のための雇用管理改善セミナーの開催、広報活動のための会員企業案内の作成及び配布、ホームページの運営、調査研究のための雇用に関する情報の収集、分析及び配布、組織の運営と拡大のための会員案内の送付並びにこれらの事業の実施に係る管理費等に係る経費としている。

平成20年度は、北九州雇用対策協会に対して、3,300,000円が概算払により交付されている。

## (2) 補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
北九州雇用対策協会	H20.6.26	H20.7.1	H20.7.9	H20.7.9	H20.7.9	H20.7.25	H21.4.16	H21.4.17	H21.4.28	H21.4.28

## (3) 問題点

### ア 実績報告について

実績報告書添付の収支決算書は、事業毎の合計支出額となっており、支出の明細が確認できないため、使途が適正であるかどうかの判断ができない。

実績報告は、補助金等の交付の決定の際に付した条件等により補助事業等が適正に行われたかどうかを審査し、最終的な補助金等の額の確定をする重要な資料となるものであるため、その記載内容について、判定に資するに足るものを徴されたい。

### イ 補助金額の確定について

平成20年度の北九州雇用対策協会への補助対象事業に、雇用管理改善事業がある。その事業内容をみると、高年齢者雇用を考えるシンポジウムの開催である。北九州雇用対策協会が実施する事業であっても、若年者就業支援促進事業の目的から、補助の対象とすべきでない。少額のため補助金額に影響はないものの、補助金額の確定に当たっては、若年者就業支援促進事業の、制度の目的にかなったものであるかどうかを厳正に審査のうえ行われたい。

なお、高年齢者雇用に係る市の補助事業としては、高年齢者雇用環境づくり事業の制度がある。



## 10 企業立地促進補助金（所管：産業誘致部誘致課）

### （１）事業の概要

本市経済の振興並びに市内における雇用の創出及び拡大に資することを目的とするものである。

補助金の交付は、「北九州市補助金等交付規則」及び「北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱」に基づき、平成１２年度から交付している。

補助金の交付基準は、市内において工場等を新設、増設又は賃借する企業に対する、設備投資及び交付対象新規常用雇用者に係る経費としている。

平成２０年度は、以下の団体に対して、２０１，６１８，０００円が一般支払により交付されている。

### （２）補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日	請求日	確定支払日
朝日工業株式会社	H20.10.20	H20.10.20	H21.3.30	H21.3.30	H21.3.30	H21.3.30	H21.3.30	H21.3.30		H21.4.10
カカ・インターナショナル・フーズ株式会社	H21.2.20	H21.2.20	H21.3.12	H21.3.12	H21.3.19	H21.3.19	H21.3.31	H21.3.31	H21.3.31	H21.4.17
	H20.8.14	H20.8.14	H20.9.4	H20.9.4	H20.9.15	H20.9.15	H20.9.26	H20.9.26	H20.10.10	H20.11.7
日本通運株式会社	H21.3.9	H21.3.9	H21.3.16	H21.3.16	H21.3.25	H21.3.25	H21.3.27	H21.3.27	H21.3.31	H21.4.17
豊田合成株式会社	H20.11.20	H20.11.20	H21.3.17	H21.3.17	H21.3.17	H21.3.17	H21.3.24	H21.3.24	H21.3.24	H21.3.31
東京コンピュータサービス株式会社	H20.10.24	H20.10.24	H21.3.10	H21.3.10	H21.3.11	H21.3.11	H21.3.24	H21.3.24	H21.3.25	H21.4.3
大東コーポレートサービス株式会社	H21.3.2	H21.3.2	H21.3.10	H21.3.10	H21.3.17	H21.3.17	H21.3.24	H21.3.24		H21.4.3
八幡電機精工株式会社	H20.12.22	H20.12.22	H21.2.17		H21.2.18	H21.2.18	H21.2.24			H21.3.6
株式会社シンフォニック	H20.12.26	H20.12.26	H21.1.20	H21.1.20	H21.1.26	H21.1.26	H21.2.2	H21.2.2	H21.2.2	H21.2.13
BBコール株式会社	H20.11.25	H20.11.25	H20.12.15	H20.12.15	H20.12.25	H20.12.25	H21.1.9	H21.1.9	H21.1.9	H21.1.30
富士通コミュニケーションサービス株式会社	H20.10.27	H20.10.27	H20.11.12	H20.11.12	H20.11.19	H20.11.19	H20.12.11	H20.12.11	H20.12.11	H21.1.6
東亜非破壊検査株式会社	H20.8.8	H20.8.8	H20.11.19	H20.11.19	H20.11.26	H20.11.26	H20.12.9	H20.12.5	H20.12.9	H20.12.19
ソフトバンクBB株式会社	H20.5.20	H20.5.20	H20.6.18	H20.6.18	H20.6.30	H20.6.30	H20.7.11	H20.7.11	H20.8.15	H20.8.15
株式会社 テレマーケティング ジャパン	H20.4.2	H20.4.2	H20.4.16	H20.4.16	H20.4.23	H20.4.23	H20.5.12	H20.5.12		H20.5.30

### （３）問題点

#### ア 交付決定について

交付決定通知日は、平成２１年３月１０日であるが、決定通知に併記されている取下げ期限が、平成２０年３月１０日となっているものがある。

単純なチェック漏れではあるが、「高年齢者雇用環境づくり事業」（前述８の補助金）と同様、規則に反しているといえる。

規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

## 11 学術研究拠点推進事業（所管：新産業・学術振興部学術振興課）

### （１）事業の概要

#### ア 財団法人北九州産業学術推進機構補助金

北九州学術研究都市における大学間連携事業や産学連携事業等を効率的・効果的に進めるとともに、北九州地域の中小企業を総合的に支援することにより、地域産業の高度化や新たな産業の創出・育成を図るものである。

補助金の交付は、予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」に基づき、平成13年度から交付している。

補助金対象経費は、大学間連携促進事業、研究基盤整備推進事業、産学連携推進事業、知的クラスター創成事業、北九州技術移転機関（TLO）運営事業、ロボット開発支援推進事業、半導体技術推進事業、北九州知的所有権センター運営事業、ベンチャー振興事業、中小企業技術開発支援事業及びFAISの管理運営に係る経費で主に人件費である。

平成20年度は、FAISに対して、583,661,226円が概算払により交付されている。

#### イ 北九州学術研究都市奨学金給付事業

北九州学術研究都市に進出した大学院に在籍する学生に経済的支援を行い、もって北九州学術研究都市における学術研究活動の援助と産学連携活動の促進に資するものである。

補助金の交付は、予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」に基づき、平成15年度から交付している。

奨学金の給付基準等は、FAISが定めた、「北九州学術研究都市奨学金給付要綱」による。

平成20年度は、FAISに対して、12,000,000円が概算払により交付されている。

(2) 補助事業者

ア 財団法人北九州産業学術推進機構補助金

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
財団法人北九州産業学術推進機構	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.1	H21.3.2	H21.3.19	H21.4.20	H21.4.20	H21.4.20	H21.4.20
					H21.2.2	H21.2.19				
					H21.1.7	H21.1.19				
					H20.12.1	H20.12.18				
					H20.11.4	H20.11.19				
					H20.10.1	H20.10.17				
					H20.9.1	H20.9.18				
					H20.8.8	H20.8.19				
					H20.7.8	H20.7.18				
H20.4.1	H20.4.22									

イ 北九州学術研究都市奨学金給付事業

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
財団法人北九州産業学術推進機構	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.1	H20.10.1	H20.10.10	H21.4.1	H21.4.1	H21.4.6	H21.4.6
					H20.4.22	H20.5.7				

(3) 問題点

ア 交付決定について

(ア) 交付決定

予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」に基づき交付している。また、北九州学術研究都市奨学金給付事業について、具体的な奨学金の給付基準等は、FAISが定めた、「北九州学術研究都市奨学金給付要綱」によっている。

補助金の交付決定に当たっては、補助対象事業について、対象経費や補助率等の明確な基準を定め（交付要綱・要領等）、行政運営の公正性や透明性の確保により一層留意されたい。

(イ) 取下げ期限

北九州学術研究都市奨学金給付事業について、交付決定通知が平成20年4月1日付であり、取下げ期限は通知に平成20年4月15日と併記されているが、交付決定決裁書の公印欄の公印使用済みの表示の日付は平成20年4月23日となっており、実際に発送したのは平成20年4月23日以降である。

「高年齢者雇用環境づくり事業」（前述8の補助金）と同様、規則に反しているといえる。規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 補助金額の確定について

財団法人北九州産業学術推進機構補助金について、確定通知が平成21年4月20日付となっており、戻入納期限は、平成21年5月25日とし

ている。しかし、金額確定決裁書公印欄の公印使用済みの表示の日付は平成21年5月27日になっており、確定通知を実際に発送したのは平成21年5月27日以降である。したがって、確定通知発送前に戻入の納付期限を設定していることになる。適正な事務処理を行われたい。

#### ウ 制度の見直しについて

財団法人北九州産業学術推進機構補助金について、補助金の対象事業と同じ事業が、次のとおり別の補助制度としても存在する。

「中小企業支援センター運営費」は、「中小企業支援センター経営支援事業」(前述1の補助金)、「産学連携推進事業」は、「産学官連携研究開発推進事業」(後述12の補助金)、「ロボット開発支援推進事業」は、「ロボット産業振興事業」(後述13の補助金)、「半導体技術推進事業」は、「半導体産業振興事業」(後述14の補助金)、「知的クラスター創成事業」は、「知的クラスター(第1期)推進事業」(後述15の補助金)、「ベンチャー振興事業」は、「ベンチャー総合支援事業」(後述19の補助金)。

これは、財団法人北九州産業学術推進機構補助金によりそれぞれの事業の人件費を集約して交付し、事業費については、各事業毎に別途制度を設け交付しているためであるが、個々の事業にかかる人件費と事業費の全体額を的確に把握できず不透明である。

本来、補助金は、人件費を含めた事業毎に補助対象経費を決定していくものである。整理統合等の制度の見直しを検討されたい。

## **12 産学官連携研究開発推進事業(所管:新産業・学術振興部新産業振興課)**

### (1) 事業の概要

地域経済の発展には欠かせない地域発のイノベーション(技術革新)を創出するため、先進的で波及効果の高いとされる技術領域・産業分野の動向や将来性の調査、地域の企業や大学の技術ポテンシャル(潜在的な力)の調査、そして事業化を目指した各種研究会の立ち上げ運営を行うとともに、先端分野における産学連携による研究開発や、大学等研究機関が行う産業化を目指した研究開発を支援するものである。

補助金の交付は、予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」に基づき、平成2年度から交付している。

補助金対象経費は、産学連携フェア(基調講演・セミナー・シンポジウム・交流会に係る会議室借上料、会場設営・運営委託料、講師旅費及び謝金)、シーズ探索事業(各大学等の研究に係る原材料費等)(シーズとは、顧客ニ

ーズに対し、企業が新しく開発、提供する特別の技術のこと。) 産学連携促進事業(各大学等の研究に係る原材料費等) 試作品づくり事業(企業の申請による大学等との共同試作に係る費用) 中小企業産学官連携研究開発事業(企業と大学等との共同研究開発に係る原材料費等) 次世代技術領域ポテンシャル調査事業(委託料等)及びプロジェクト創出型研究会運営に係る経費としている。

平成20年度は、FAISに対して、産学連携フェアに係る7,801,329円が一般支払により交付され、その他の事業に112,872,973円が概算払により交付されている。

## (2) 補助事業者

### 一般支払

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	実績報告日	実績報告受領日	額確定決裁日	額確定通知受理日	請求日	確定支払日
財団法人北九州産業学術推進機構	H21.2.25	H21.2.27	H21.3.13	H21.3.13	H21.3.31	H21.4.9	H21.4.20	H21.4.20	H21.4.21	H21.5.15

### 概算払

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
財団法人北九州産業学術推進機構	H20.8.1	H20.8.1	H20.8.1	H20.8.15	H20.8.15	H20.8.25	H21.4.16	H21.4.20	H21.5.28	H21.5.28
	H20.4.1	H20.4.3	H20.5.14	H20.5.14	H20.8.14	H20.8.25	H21.4.15	H21.4.15	H21.5.28	H21.5.28

## (3) 問題点

### ア 交付決定について

#### (ア) 交付決定

予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」及びFAISが定める「産学連携研究開発事業助成金交付規定」「中小企業産学官連携研究開発事業実施規程」「フィージビリティ・スタディ実施規程」に基づき交付決定している。

補助金の交付決定に当たっては、補助対象事業について、対象経費や補助率等の明確な基準を定め(交付要綱・要領等)行政運営の公正性や透明性の確保により一層留意されたい。

#### (イ) 指令文

市の交付決定通知文書について、指令文となっていないものがあった。

「国際競争力強化事業」(前述4の補助金)と同様、規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### イ 補助金額の確定について

産学連携フェアに対する補助金について、実績報告の受領日である平成

21年4月9日前の平成21年4月8日に確定の起案をしており、さらに額確定決裁に記載の実績報告書の文書番号及び日付(H21.4.1付 FAIS 産学第3号)が、実際の実績報告書の文書番号及び日付(H21.3.31付 FAIS 産学90号)と異なる。

適正な事務処理を行われたい。

### 13 ロボット産業振興事業（所管：新産業・学術振興部新産業振興課）

#### （1）事業の概要

本市のロボット産業振興の中核組織と位置づけているFAISロボット開発支援室において、「北九州ロボットフォーラム」の運営や、研究開発プロジェクトに向けたコーディネート、新規プロジェクトの立ち上げ、ロボット人材の育成支援等を行うものである。

補助金の交付は、予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」に基づき、平成18年度から交付している。

補助金対象経費は、ロボット産業振興のための実証化・事業化の支援活動、産学の連携を行う経費（嘱託職員給与、ロボカップ運営委員会負担金等）及び市内発ロボットの開発のための助成に係る経費（委託料）としている。

平成20年度は、FAISに対して、15,388,592円が概算払により交付されている。

#### （2）補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
財団法人北九州産業学術推進機構	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.1	H20.11.7	H21.4.17	H21.4.17	H21.4.27	H21.4.21
						H20.5.30				

#### （3）問題点

##### ア 交付決定について

##### （ア）交付決定

予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」に基づき交付決定するものとしている。補助金の交付決定に当たっては、補助対象事業について、対象経費や補助率等の明確な基準を定め（交付要綱・要領等）行政運営の公正性や透明性の確保により一層留意されたい。

##### （イ）取下げ期限

交付決定通知が平成20年4月1日付であり、取下げ期限は通知に平成20年4月16日と併記されているが、公印使用済みの表示の日付は

平成20年4月25日である。従って、実際に発送したのは平成20年4月25日以降ということになる。

「高年齢者雇用環境づくり事業」(前述8の補助金)と同様、実際に発送したのは、取下げ期限を過ぎているため、実態として取下げを認めていないことになり規則に反しているといえる。

規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### イ 補助金額の確定について

額確定及び精算の決裁は平成21年4月27日であるにもかかわらず確定通知は平成21年4月21日付で、決裁日より前の確定通知文書となる。

公印使用済みの表示の日付は平成21年4月27日であるため、実際の発送は決裁後であるが、補助金確定通知は、補助金の交付の決定の内容及び条件により遂行された実績に基づき、交付の決定の際に定めた補助金の交付の基準に従い正当な補助金の額を通知する重要な文書である。

適正な事務処理を行われたい。

## 14 半導体産業振興事業(所管:新産業・学術振興部新産業振興課)

### (1) 事業の概要

北九州学術研究都市に蓄積したシーズ技術と、企業ニーズのマッチングを行い、北九州市の半導体産業の活性化を図るとともに、次世代の半導体産業を見据えた人材育成を行い、製造、アプリケーション、テストなど、総合的な半導体産業拠点の形成を目指すものである。

補助金の交付は、予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」に基づき、平成18年度から交付している。

補助金対象経費は、半導体産業創出事業(F A I Sを通じ大学及び企業へ交付する半導体アプリケーション技術育成事業(ミニラボ事業)の調査委託費、F A I S半導体技術センターのテスター室の半導体設計ツール保守費等)、人材育成事業(研修用設計ツール賃借料等)及び半導体産業クラスター運営(産学連携フェアでの半導体技術センターブース出展及びセミナー開催経費並びにM E M S(微小電気機械システム)プロジェクト事務局費等)に係る経費としている。

平成20年度は、F A I Sに対して、77,034,234円が概算払により交付されている。

## (2) 補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
財団法人北九州産業 学術推進機構	H20.4.1	H20.4.1	H20.5.26	H20.5.26	H20.8.27	H20.9.19	H21.4.20	H21.4.20	H21.5.21	H21.5.21
					H20.5.26	H20.6.2				

## (3) 問題点

### ア 交付決定について

予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」に基づき交付決定するものとしている。補助金の交付決定に当たっては、補助対象事業について、対象経費や補助率等の明確な基準を定め（交付要綱・要領等）、行政運営の公正性や透明性の確保により一層留意されたい。

### イ 補助金額の確定について

補助金額確定決裁日及び額確定通知日が平成21年5月21日にもかかわらず、戻入の納付期限を平成21年5月15日と定めており、実際の納付日は、平成21年5月1日である。従って、補助金額を確定する前に、戻入書を債権者へ渡していることになる。

戻入書については、支払精算及び戻入伺の決裁終了後、債権者へ渡すべきである。適正な事務処理を行われたい。

## 15 知的クラスター（第 期）推進事業（所管：新産業・学術振興部新産業振興課）

### (1) 事業の概要

知的クラスター創成事業（平成14年度～18年度）における半導体設計技術や各種センサ技術等の成果を継承しつつ、次世代の自動車やロボット、バイオ産業などの分野の高度化を図り、北部九州での基盤的ものづくりの国際競争力を高め、産業構造の変革を強力に促進する知的基盤とイノベーションの仕組みづくりを推進するものである。（平成19～23年度、国委託費約16億円/年）

補助金の交付は、予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」に基づき、平成19年度から交付している。

補助金対象経費は、知的クラスター推進事業の中核機関である（財）福岡県産業・科学技術振興財団の連携支援機関としてのFAISの地域負担分（産学連携フェア出展のための技術動向調査委託料）、参与等の給与、固定資産購入費及びカーエレクトロニクス拠点化整備（FAISカーエレクトロニクスセンター常駐研究者の派遣元企業への負担金）に係る経費としている。

平成20年度は、FAISに対して、32,235,479円が概算払に



より交付されている。

(2) 補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
財団法人北九州産業 学術推進機構	H20.5.1	H20.5.1	H20.6.18	H20.6.18	H20.12.12	H20.12.25	H21.4.17	H21.4.17	H21.5.15	H21.5.15
					H20.9.10	H20.9.26				
					H20.6.19	H20.6.30				
	H21.4.1	H20.4.1	H20.5.26	H20.5.26	H20.5.26	H20.6.2	H21.4.1	H21.4.1	H21.5.15	H21.5.15

(3) 問題点

ア 交付決定について

予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」に基づき交付決定するものとしている。補助金の交付決定に当たっては、補助対象事業について、対象経費や補助率等の明確な基準を定め（交付要綱・要領等）、行政運営の公正性や透明性の確保により一層留意されたい。

イ 補助金額の確定について

カーエレクトロニクス拠点化整備分及び（財）福岡県産業・科学技術振興財団の地域負担分について、補助金額確定決裁日及び額確定通知日が平成21年5月15日にもかかわらず、戻入の納付期限を前者は平成21年5月11日、後者は平成21年5月12日と定めており、実際の納付日は、いずれも平成21年5月8日である。従って、補助金額を確定する前に、戻入書を債権者へ渡していることになる。

戻入書については、支払精算及び戻入伺の決裁終了後、債権者へ渡すべきである。適正な事務処理を行われたい。

ウ 制度の見直しについて

カーエレクトロニクス拠点化整備に係る補助金は、研究者（A社）招聘に係る負担金としているが、「カーエレクトロニクス拠点化整備推進事業」（後述18の補助金）という別の補助事業が存在し、当該事業でも、技術統括参与（B社）の給与負担として負担金の費目で補助している。

目的に照らすと、「カーエレクトロニクス拠点化整備推進事業」の補助対象事業を活用した方がより適切である。

補助対象事業の見直しをされたい。

**16 海外連携プロジェクト助成事業（所管：新産業・学術振興部学術振興課）**

(1) 事業の概要

近年発展めざましいアジア諸国のトップ大学をはじめ、海外大学・研究機関等の頭脳を呼び込み、学術研究都市進出大学や地元産業界と連携強化する

ため、海外大学・研究機関等の学術研究都市進出による大学等との連携プロジェクト等について、段階に応じた支援を行うものである。

補助金の交付は、予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」に基づき、平成18年度から交付している。

給付基準等は、FAISが定めた、「海外連携プロジェクト短期共同研究開発助成金交付要綱」「海外連携プロジェクト助成等共同研究開発助成金交付要綱」「海外連携プロジェクト助成研究拠点助成金交付要綱」による。

補助金対象経費は、共同研究開発事業に対する助成として、海外連携プロジェクト短期助成（助成対象経費の2分の1以下で、1件につき200万円以内、助成期間は1年以内とし、それぞれFAISの理事長が定める）及び海外連携プロジェクト助成（事前調査事業は1件400万円以内で助成期間は1年を上限、プロジェクト事業は1チーム1,600万円以内で助成期間は3年を上限とし、それぞれFAISの理事長が定める）がある。また、海外大学等研究ラボ助成及びサイエンスパークとの交流・調査事業として、拠点の設備及び維持にかかる経費の一部を、FAISの理事長の定めにより助成している。

平成20年度は、FAISに対して、50,925,426円が概算払により交付されている。

## (2) 補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
財団法人北九州産業学術推進機構	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.28	H20.5.16	H21.4.15	H21.4.15	H21.4.15	H21.4.15

## (3) 問題点

### ア 交付決定について

#### (ア) 交付決定

予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」及びFAISが定めた、「海外連携プロジェクト短期共同研究開発助成金交付要綱」「海外連携プロジェクト助成等共同研究開発助成金交付要綱」「海外連携プロジェクト助成研究拠点助成金交付要綱」に基づき交付決定している。

補助金の交付決定に当たっては、補助対象事業について、対象経費や補助率等の明確な基準を定め（交付要綱・要領等）、行政運営の公正性や透明性の確保により一層留意されたい。

#### (イ) 取下げ期限

交付決定通知日が平成20年4月1日付であり、取下げ期限は通知の日から15日以内と併記されているが、公印使用済みの表示の日付は平

成 20 年 4 月 28 日となっており、実際に発送したのは平成 20 年 4 月 28 日以降である。

「通知の日から 15 日以内」の起算日を、通知を発した日とするのか、通知が補助事業者に到達した日とするのか明確でない。

仮に民法第 97 条第 1 項に規定の到達主義であれば、事業者に不利益を及ぼさないが、補助金等交付規則に準拠していないことになる。

また、補助金等交付規則どおり発した日であれば、北九州市補助金等交付規則第 9 条では、申請の取下げ期限について「当該通知を発した日から 15 日以内に、申請の取下げをすることができる。」と規定し、実際に発送したのは、取下げ期限を過ぎているため、取下げを認めていないこととなり同規則に反しているといえる。

規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### イ 補助金額の確定について

額確定通知は平成 21 年 4 月 15 日付で、戻入書に記載の納期限は平成 21 年 4 月 30 日であるが、戻入の金融機関の領収日は平成 21 年 5 月 8 日であり、納期限の平成 21 年 4 月 30 日を過ぎている。

しかし、公印使用済みの表示の日付は平成 21 年 5 月 8 日となっており、実際に発送したのは平成 21 年 5 月 8 日以降である。そうであるのなら、納期限は、返還の通知を発した日から 20 日を越えない範囲で定めるべきである。

適正な事務処理を行われたい。

## **17 自動車産業新規参入・取引拡大支援事業（所管：新産業・学術振興部自動車産業振興課）**

### **(1) 事業の概要**

自動車産業への新規参入や事業拡大を目指す市内中小企業を対象に、技術力の向上や中核人材の育成・確保、取引の拡大に係る経費の一部を助成することで、地場企業の円滑な自動車産業への参入と事業拡大を促進し地域経済の振興を図るものである。

補助金の交付は、「北九州市補助金等交付規則」及び「自動車産業振興課補助金交付基準」に基づき、平成 18 年度から交付している。

補助金対象経費は、FAIS が定めた、「中小企業自動車産業技術力向上・人材育成事業実施規程」により、技術力向上事業（派遣技術者、専門家に係る謝金等）、中核人材育成・確保事業（人件費等）及び取引拡大事業（出展料等）に係る経費の実負担額の 1 / 2 以内で、1 件（企業）あたり 2

00万円を上限としている。

さらに、助成金支出事務費として制度案内チラシ印刷費等を対象経費として交付している。

なお、FAISの規程で、「北九州市の他の助成金と重複しての助成は受けられないこととする。」と規定している。

平成20年度は、FAISに対して、2,541,496円が概算払により交付されている。

## (2) 補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
財団法人北九州産業学術推進機構	H20.4.1	H20.4.23	H20.5.15	H20.5.15	H20.5.15	H20.5.30	H21.4.16	H21.4.16	H21.4.20	H21.4.20

## (3) 問題点

### ア 交付決定について

予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」及び、FAISが定めた、「中小企業自動車産業技術力向上・人材育成事業実施規程」に基づき交付決定している。

補助金の交付決定に当たっては、補助対象事業について、対象経費や補助率等の明確な基準を定め（交付要綱・要領等）、行政運営の公正性や透明性の確保により一層留意されたい。

### イ 補助金額の確定について

確定通知が平成21年4月20日付となっているが、金額確定決裁書公印欄の公印使用済みの表示は平成21年5月8日であり、確定通知の実際の発送は平成21年5月8日以降ということになる。しかしながら、戻入日は平成21年5月1日の領収であり、確定通知前に戻入書を渡していることになる。適正な事務処理を行われたい。

### ウ 補助事業者に対する指導について

市の基準では規定していないが、FAISの規程では「市の他の助成金等との重複は出来ない」としている。

しかしながら、A社に対しては、ものづくりフェア出展料についての補助であるが、「国際競争力強化事業」（前述4の補助金）（直接事業者へ交付）でも海外見本市出展料を補助している。また、B社に対しては、派遣人件費と出展料の補助であるが、「中小企業技術開発振興助成金」（前述2の補助金）（FAISを通じて交付）でも研究開発に係る原材料費等を補助している。さらに、C社に対しては、展示会出展料の補助であるが、「ビジネスチャンス拡大支援事業」（前述3の補助金）（FAISの支援）でも営

業戦略から販路開拓までの支援をしている。

市は、本制度については、同一事業に対する重複交付を禁止するものとし、上記の交付は、同一の事業ではなく、制度の主旨に反していないとのことであるが、F A I S が定める「北九州市の他の助成金と重複しての助成は受けられないこととする。」との規定は、同一事業に限定されていないため、制度の主旨に沿ったものとなっていない。

市は、補助事業者に対し、補助金の主旨に沿った規定の整備について指導されたい。

## 18 カーエレクトロニクス拠点化整備推進事業（所管：新産業・学術振興部自動車産業振興課）

### （1）事業の概要

北九州地域における自動車産業・半導体関連産業の集積や北九州学術研究都市に蓄積された研究シーズなど地域の潜在力を活かし、自動車産業発展の鍵として注目されるカー・エレクトロニクスの人材育成と研究開発の拠点形成を図るものである。

補助金の交付は、予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」に基づき、平成19年度から交付している。

補助金対象経費は、人材育成事業（修士学生を企業に派遣した諸謝金、実証実験等の実施に伴う学術研究都市技術開発交流センター研究室の賃借料及び光熱水費）、研究開発推進事業（産学連携研究開発事業助成金並びに研究会活動における研究者諸謝金、旅費及び委託費）、ベンチャー企業育成支援事業（人材育成プログラム作成及び業界動向調査に関する委託費）及びカー・エレクトロニクスセンター（年度途中で学術研究都市技術開発交流センターに移転）運営事業（給与、企業所属者に対する負担金等）に係る経費としている。

平成20年度は、F A I S に対して、79,671,240円が概算払により交付されている。

### （2）補助事業者

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告 受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日
財団法人北九州産業 学術推進機構	H20.5.1	H20.5.16	H20.6.9	H20.6.9	H20.9.2	H20.9.30	H21.4.17	H21.4.17	H21.5.1	H21.5.11
					H20.6.9	H20.6.30				

### （3）問題点

#### ア 交付決定について

予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」に基づき交付決定す

るものとしている。補助金の交付決定に当たっては、補助対象事業について、対象経費や補助率等の明確な基準を定め（交付要綱・要領等）行政運営の公正性や透明性の確保により一層留意されたい。

#### イ 補助金額の確定について

確定通知の日付は平成21年5月1日となっているが、公印使用済みの表示が平成21年5月11日のため、実際の発送は平成21年5月11日以降である。しかし、戻入日は、平成21年5月8日の領収であり、確定通知発送前に戻入していることとなる。適正な事務処理を行われたい。

### 19 ベンチャー総合支援事業（所管：新産業・学術振興部新産業振興課）

#### （1）事業の概要

ベンチャー企業の地域貢献が注目される中、より効果的に飛躍的なベンチャー企業の創出・育成を図るため、独創的な技術やビジネスモデルを有する起業家や急成長可能なベンチャー企業のニーズを踏まえた育成支援施策を展開するものである。

補助金の交付は、予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」に基づき、平成20年度から交付している。

補助金対象経費は、ベンチャー育成補助金事業（事業拡大、新事業進出のための備品購入費等）、インキュベーションマネージャー配置事業（担当課長人件費、謝金等）（インキュベーションとは、ベンチャー企業支援のこと。）、インキュベーションマーケティング調査事業（シーズマーケティング調査委託料）、ベンチャー企業PRコンテンツ制作事業（コンテンツ制作の委託料）（コンテンツとは、インターネットやケーブルテレビなどの情報サービスにおいて、提供される文書・音声・映像・ゲームソフトなどの個々の情報のこと。）、インキュベーション人材育成事業（支援職員の研修受講費等）及びインキュベーション室助成事業（北九州テクノセンタービル内の賃料）に係る経費としている。

平成20年度は、FAISに対して、2,709,334円が一般支払により交付され、23,666,415円が概算払により交付されている。

#### （2）補助事業者

##### 一般支払

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	実績報告日	実績報告受領日	額確定決裁日	額確定通知受理日	請求日	確定支払日
財団法人北九州産業学術推進機構	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.1	H21.3.31	H21.3.31	H21.3.31	H21.3.31	H21.4.21	H21.5.15



## 概算払

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定 決裁日	交付決定 通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告 受理日	額確定決 裁日	額確定通 知受理日
財団法人北九州産業 学術推進機構	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.1	H20.10.17	H20.10.29	H21.4.1	H21.4.1	H21.4.1	H21.4.1
					H20.5.22	H20.6.25				

### (3) 問題点

#### ア 交付決定について

##### (ア) 交付決定

予算を確保した上で、「北九州市補助金等交付規則」に基づき交付決定するものとしている。補助金の交付決定に当たっては、補助対象事業について、対象経費や補助率等の明確な基準を定め（交付要綱・要領等）、行政運営の公正性や透明性の確保により一層留意されたい。

##### (イ) 取下げ期限

交付決定通知が平成20年4月1日付であり、取下げ期限は通知に平成20年4月15日と併記されているが、公印使用済みの表示の日付は平成20年5月22日となっており、実際に発送したのは平成20年5月22日以降である。

「高年齢者雇用環境づくり事業」（前述8の補助金）と同様、実際に発送したのは、取下げ期限を過ぎているため、実態として取下げを認めていないことになり規則に反しているといえる。

規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### イ 補助金額の確定について

確定通知が平成21年4月1日付で、戻入書の戻入納期限は、平成21年5月20日であるが、公印使用済みの表示の日付は平成21年5月21日になっており、実際の確定通知の発送は平成21年5月21日以降となる。従って、確定通知発送前に戻入の納期を設定していることになる。

適正な事務処理を行われたい。

## 20 情報産業振興事業（所管：新産業・学術振興部新産業振興課）

### (1) 事業の概要

情報産業の振興及び研究開発の推進を図るものである。

補助金の交付は、「北九州市補助金等交付規則」及び「財団法人九州ヒューマンメディア創造センター補助金交付要綱」に基づき、平成16年度から交付している。

補助金対象経費は、地域コンテンツ制作支援事業（工事PRコンテンツ制作等の研究員人件費）、メディアコンテンツ人材育成事業（市民テレビ記

者養成講座諸謝金等) AIMビル内のEMサイト運営事業(インキュベートルーム貸出事業の賃借料、事務職員給与等) AIMビル内の北九州ITオープンラボ運営事業(ICカード研究等に係る選任研究員給与、賃借料等)及び北九州e-PORTセンターLGWAN-ASP事業(電子申請サービス提供に係る接続機器運用保守委託料等)(北九州e-PORTとは、情報の港のこと。LGWANとは、総合行政ネットワークのこと。ASPとは、アプリケーションサービスプロバイダのこと。)に係る経費としている。

平成20年度は、財団法人九州ヒューマンメディア創造センターに対して、5,743,000円が一般支払により交付され、82,343,000円が概算払により交付されている。

(2) 補助事業者

一般支払

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	実績報告日	実績報告受領日	額確定決裁日	額確定通知受理日	請求日	確定支払日
財団法人九州ヒューマンメディア創造センター	H20.4.1	H20.4.15	H20.4.23	H20.4.23	H21.3.31	H21.3.31	H21.4.28	H21.4.28	H21.4.28	H21.5.22
	H20.4.1	H20.4.15	H20.4.24	H20.4.24	H21.3.31	H21.3.31	H21.4.28	H21.4.28	H21.4.28	H21.5.22

概算払

団体名	交付申請日	交付申請受理日	交付決定決裁日	交付決定通知受理日	概算払請求日	概算受領日	実績報告日	実績報告受理日	額確定決裁日	額確定通知受理日
財団法人九州ヒューマンメディア創造センター	H20.4.1	H20.4.15	H20.4.30	H20.4.30	H20.11.5	H20.12.1	H21.3.31	H21.4.1	H21.5.25	H21.5.25
					H20.7.16	H20.8.1				
					H20.5.1	H20.5.21				
	H20.4.1	H20.4.15	H20.4.16	H20.4.23	H20.11.5	H20.12.1	H21.4.16	H21.4.16	H21.5.25	H21.5.25
					H20.7.23	H20.8.1				
					H20.4.23	H20.5.16				
H20.3.28	H20.4.1	H20.4.1	H20.4.10	H20.4.15	H20.4.25	H21.4.20	H21.4.20	H21.5.25	H21.5.25	



## 第6 監査の結果

今回テーマとした「産業経済局所管の市単独補助金について」は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。

これらについては、適切な措置を講じられたい。

### 1 交付決定について

#### (1) 交付決定

中小企業振興課：「中小企業支援センター経営支援事業」  
「ビジネスチャンス拡大支援事業」  
雇用開発課：「高年齢者雇用環境づくり事業」  
学術振興課：「学術研究拠点推進事業」「海外連携プロジェクト助成事業」  
新産業振興課：「産学官連携研究開発推進事業」「ロボット産業振興事業」  
「半導体産業振興事業」「知的クラスター（第 期）推進事業」  
「ベンチャー総合支援事業」  
自動車産業振興課：「自動車産業新規参入・取引拡大支援事業」  
「カーエレクトロニクス拠点化整備推進事業」

補助金の交付決定に当たっては、補助対象事業について、対象経費や補助率等の明確な基準を定め（交付要綱・要領等）、行政運営の公正性や透明性の確保により一層留意されたい。

#### (2) 決定審査

中小企業振興課：「中小企業技術開発振興助成金」

交付決定したにもかかわらず、経営の悪化により、申請した事業内容どおりの実績が出ていない事案がみられた。

とくに概算払の場合で、補助事業者の選定や交付の決定等を行う際には、補助事業者の経営状況や進捗状況等を十分に把握した上で、必要な対応を図られたい。

#### (3) 指令文

貿易振興課：「国際競争力強化事業」  
新産業振興課：「産学官連携研究開発推進事業」

交付決定通知文書について、指令文となっていないものがあった。

指令とは、行政機関がその権限に基づき、特定の個人又は団体の申請、願いに対して許可、認可、承認等の意思を表示する場合に用いる文書である。

また、指令は、法令、通達などで書式が定められている場合が多く、その場合には定められた書式によることとなっており、「北九州市補助金等交付規則の施行について」（昭和41年4月1日助役通達）にも様式が定められてい

る。規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### (4) 取下げ期限

雇用開発課：「高年齢者雇用環境づくり事業」

誘致課：「企業立地促進補助金」

学術振興課：「学術研究拠点推進事業」「海外連携プロジェクト助成事業」

新産業振興課：「ロボット産業振興事業」「ベンチャー総合支援事業」

交付決定通知書に記載の取下期限が、交付決定通知を発した時点で過ぎて  
いるものがあった。

「北九州市補助金等交付規則」(昭和41年3月31日付規則第27号)第8  
条では、「申請者は、前条(決定の通知)の規定による通知を受けた場合にお  
いて、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容またはこれに付された条  
件に異議があるときは、当該通知を発した日から15日以内に、申請の取下  
げをすることができる。」と規定し、「北九州市補助金等交付規則の施行につ  
いて」では、取下げることができる期限について、交付の決定の通知書に併  
記する事項として欠くことのできないものであると定めている。

規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

#### (5) 実績報告提出期限

貿易振興課：「国際競争力強化事業」

決定通知記載の実績報告提出期限が、申請時の事業完了予定日から20日  
を超えているものがあった。

「北九州市補助金等交付規則」第15条では、補助事業者等は、補助事業  
等が完了したときは20日以内に実績報告書を市長に提出しなければならない  
と定めている。

規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

## 2 実績報告について

雇用開発課：「高年齢者雇用環境づくり事業」「若年者就業支援促進事業」

実績報告に添付の収支計算書が、事業報告書に記載の事業内容や実績を示す  
ものとなっていないものや、事業毎の合計支出額となっており、支出の明細が  
確認できないため、使途が適正であるかどうかの判断ができないものがあった。

実績報告は、補助金等の交付の決定の際に付した条件等により補助事業等が  
適正に行われたかどうかを審査し、最終的な補助金等の額の確定をする重要な  
資料となるものであるため、その記載内容について、判定に資するに足るもの  
を徴されたい。

### 3 補助金額の確定について

#### (1) 確定決裁

商業振興課：「空き店舗賃借料補助事業」

新産業振興課：「産学官連携研究開発推進事業」

補助金額確定の決裁において、算定基礎の説明に不備があるもの、実績報告の受領日前に確定の起案をしているもの、さらに額確定決裁に記載の実績報告書の文書番号及び日付が、実際の実績報告書の文書番号及び日付と異なるものがあつた。

適正な事務処理を行われたい。

#### (2) 対象事業

雇用開発課：「若年者就業支援促進事業」

補助事業の目的から、補助の対象とすべきでないものがあつた。

補助金額の確定に当たっては、制度の目的にかなったものであるかどうかを厳正に審査のうえ行われたい。

#### (3) 確定通知

貿易振興課：「国際競争力強化事業」

新産業振興課：「ロボット産業振興事業」

確定通知記載の実績報告日が、補助事業者が提出した実績報告書の日とちと異なっているものや、確定通知日が、確定決裁日より前の日にちとなつているものがあつた。

補助金額の確定通知書は、補助金の交付の決定の内容及び条件により遂行された実績に基づき、交付の決定の際に定めた補助金の交付の基準に従い正当な補助金の額を通知する重要な文書である。

適正な事務処理を行われたい。

#### (4) 戻入書

学術振興課：「学術研究拠点推進事業」「海外連携プロジェクト助成事業」

新産業振興課：「半導体産業振興事業」「知的クラスター（第 期）推進事業」  
「ベンチャー総合支援事業」

自動車産業振興課：「自動車産業新規参入・取引拡大支援事業」

「カーエレクトロニクス拠点化整備推進事業」

補助金額の確定に伴い、戻入が発生する補助金について、補助金額を確定する前に、戻入書を債権者へ渡しているものや、確定通知発送前に戻入の納付期限を設定しているものがあつた。

戻入書については、支払精算及び戻入伺の決裁終了後、債権者へ渡すべきであり、戻入書の納期限は、返還の通知を発した日から20日をこえない範

困で定めるべきである。  
適正な事務処理を行われたい。

#### 4 支払方法について

商業振興課：「空き店舗賃借料補助事業」

補助金の振込口座名義が、補助事業者の会計担当者になっているが、補助事業者から提出された委任状に委任する内容の記載がなく、委任状としては不適切なものがあつた。

適正な事務処理を行われたい。

#### 5 要綱等について

貿易振興課：「国際競争力強化事業」

商業振興課：「中小企業団体共同施設等設置補助」「空き店舗賃借料補助事業」  
「商店街賑わいづくり支援事業」

法律の改正に伴う要綱の改正がなされていないものや、廃止された県の要綱がそのまま引用されているものがあつた。

また、要綱又は要領の条文について、補助対象が不明確なもの、実態に合っていないもの、他の条文と重複しているもの及び条文相互の整合性のとれていないものがあつた。

補助事業者は、要綱及び要領に基づき補助の申請手続きを行うが、補助金の交付目的、補助対象事業及び交付条件等が記載されている要綱等に不備があれば、適正な補助金の交付ができなくなる。

要綱等の運用に当たっては、法令等関係規程の改廃状況に十分留意し、必要な措置を取られたい。

#### 6 制度の見直しについて

##### (1) 補助対象事業

新産業振興課：「知的クラスター（第 期）推進事業」

補助対象事業の内容をみると、別の補助事業を活用した方がより適切であるものがあつた。

補助対象事業の見直しをされたい。

##### (2) 整理統合

学術振興課：「学術研究拠点推進事業」

一つの補助事業を人件費と事業費に分け、別々の制度で補助金を交付している。

本来、補助金は、人件費を含めた事業毎に補助対象経費を決定していくものである。整理統合等、制度の見直しを検討されたい。

## 7 補助事業者に対する指導について

自動車産業振興課：「自動車産業新規参入・取引拡大支援事業」

補助事業者が事業を行うに当たり、補助事業者の規定に不備があるものが見受けられる。市は、補助事業者に対し、補助金の主旨に沿った規定の整備について指導されたい。

## 第7 むすび

本市は平成20年12月、まちづくりの指針である基本構想・基本計画を20年ぶりに改定した。

前述したとおり、新しい基本構想・基本計画では、施策を推進するに当たり、分野別施策として7つの柱を定め、その中で、「いきいきと働く」というまちづくりの取組みの柱を立てている。

「いきいきと働く」という取組みについて、具体的には、産業活力にあふれたまちづくりを進めるため、付加価値の高いものづくり産業や市民生活の質を高めるサービス産業を振興し、中小企業の総合力を高め、若者、女性、中高年齢者などの雇用を促進し、また、まちづくりと連動した商店街の振興、農林水産業の振興を図るとともに、新しい北九州ブランドの創造により多くの人を呼び込み、にぎわいを創出している。

こうしたまちづくりの取組みの中、今回の行政監査は、「産業経済局所管の市単独補助金について」をテーマに、7つの柱のうち、「いきいきと働く」分野の施策について監査を実施した。

監査の結果をみると、事務の執行についてはおおむね適正に行われているが、「第6 監査の結果」で述べたように、

- 交付決定について問題があるものや検討が必要と思われるもの
- 実績報告について問題があるもの
- 補助金額の確定について問題があるもの
- 支払方法について問題があるもの
- 要綱等について問題があるもの
- 制度の見直しの検討が必要と思われるもの
- 補助事業者に対する指導が必要と思われるもの

が認められた。

補助金は、市民や民間の負担と公費負担が相まって、様々な団体による自主的な活動を実現させる社会的意義の高いものである。そのため、上記の問題点、課題等については、今後の定期監査においても指導していくこととしている。

については、今回の補助金の所管局である、産業経済局においては、先に述べた、「補助金の見直し及び執行の適正化について（通知）」に定める見直しの視点により、積極的な見直しを行っていくとともに、監査の結果を踏まえ、補助事業者に対する適切な指導を行われたい。